

応急手当普及員講習の開催

コロナ禍で中止していた応急手当普及員講習を、4年ぶりに開催します。

◆日時

令和5年8月25日（金）、8月30日（水）、9月4日（月）の3日間

※最終日 15:00～17:00の間 取材希望

◆場所

湖西市消防署 南分署 2階会議室（新居町浜名 657）

◆内容

- ・ 応急手当の基礎知識の習得
- ・ AED（自動体外式除細動器）の操作方法の習得
- ・ 骨折、脱臼、出血、熱傷、凍傷などの応急処置法の習得
- ・ 指導方法の取得 等

※詳細は別紙「カリキュラム」参照



「応急手当普及員」とは

緊急時に必要な応急手当の技術を身につけ、周囲の人々に指導・普及することができる資格を持った人です。

主に市内の事業所・自主防災組織・教育関係者に対し実施しており、取得された方には、各事業所や自治会、学校等の中で、応急手当の指導者として活躍していただいております。

応急手当普及員になるためには、3日間の研修、取得後は3年に一度、普及員の再講習（3時間）の受講が必要です。

《メディアの方へ》

- 取材をお願いします。
- 事前告知をお願いします。
- 情報提供をします。

《発表種別》

- 記者会見発表資料
- 記者会見情報提供資料
- 随時

《問い合わせ先》

所属名 警防課
連絡先 053-574-0219
担当者 小林、彦坂